

第 2 0 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 1月 6日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求を行った。

平成22年10月25日及び平成23年 3月29日開催のハラスメント審査会に係る出勤簿、旅行命令簿及び旅費請求書並びに会議出席等の当日の委員長及び委員等の行動が分かる文書等全て（なお、在勤地出張等旅行命令簿以外にも確認できるものがあればその文書等を含め、閲覧は本信とし、暦年作成に係るものについては 2か年分とする。）

- (1) 平成22年度ハラスメント審査会委員長、委員及び幹事のもの
- (2) 平成22年度ハラスメント審査会調査委員長及び委員の 4名（ハラスメント審査会幹事と 1名は重複）のもの

2 平成26年 2月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、下記(1) の行政文書を特定し、下記(2) の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書

- ア 出勤簿
- イ 年次休暇簿
- ウ 旅行命令（依頼）簿
- エ 勤務記録簿（大学院）

(2) 非公開事由

ア 公開請求に係る行政文書を作成していない

本件請求に係る行政文書のうち、平成22年度のハラスメント審査会委員長（副理事長）の開催日（平成22年10月25日及び平成23年 3月29日）における行動が分かる文書については、文書不存在により非公開とします。

イ 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件請求に係る行政文書のうち、旅行命令（依頼）簿の適用給料号給については、通常他人に知られたくないものと認められるものに該当するため、非公開とします。

3 平成26年 4月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、〇〇〇〇委員の旅費支出関係書類を追加で特定し、次の理由により一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件請求に係る行政文書のうち、〇〇〇教授の適用給料号給、住所、クレジットカードに係る情報については、通常他人に知られたくないものと認められるものに該当するため、非公開とします。

4 同月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、ハラスメント審査会の〇〇〇〇委員長、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員及びハラスメント調査委員会委員長に係る出勤簿を不存在により非公開とした部分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を正しく特定して公開するとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 出勤簿が不存在という学部があったが、出勤簿がないというのは給与支給根拠自体に問題がある。

(2) 平成26年 2月26日、公開決定された出勤簿の写しの交付を受けたが、原本の閲覧も希望したため後日原本を閲覧することになった。同年 3月19日に閲覧した出勤簿の原本は、当初交付を受けた出勤簿から修正された部分があったが、修正されたこと及びその理由などの説明はなかった。

平成22年の出勤簿が平成26年になってから訂正された理由について実施機関には説明責任がある。

- (3) 公開された文書が虚偽のものだとすれば、情報公開制度の根幹に関わる問題と考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 ハラスメント審査会の〇〇〇〇委員、〇〇〇委員、〇〇〇〇委員及びハラスメント調査委員会委員長については出勤簿が作成されていなかった。
- 2 平成22年10月及び平成23年 3月当時の芸術工学研究科並びに薬学研究科（以下「両研究科」という。）においては出勤簿の作成がされていなかったが、芸術工学研究科においては勤務記録簿により教員の出勤状況を把握し、薬学研究科においては各研究室で出勤状況を把握していた。
なお、両研究科において出勤簿が作成されていなかったのは、平成24年 2月までであり、平成24年 3月以降については、出勤簿は作成されている。
- 3 芸術工学研究科所属の〇〇〇〇委員については、出勤簿に代えて、平成22年10月及び平成23年 3月の勤務記録簿を公開している。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が異議申立ての対象としている行政文書は、平成22年10月25日及び平成23年 3月29日開催のハラスメント審査会及びこれに関連するハラスメント調査委員会の開催日における下記の人物に係る出勤簿である。
- ア ハラスメント審査会 〇〇〇〇委員長の出勤簿（以下、「本件請求文書①」という。）
- イ ハラスメント審査会 〇〇〇〇委員の出勤簿（以下、「本件請求文書②」という。）
- ウ ハラスメント審査会 〇〇〇委員の出勤簿（以下、「本件請求文書③」という。）
- エ ハラスメント審査会 〇〇〇〇委員の出勤簿（以下、「本件請求文書④」という。）
- オ ハラスメント調査委員会委員長の出勤簿（以下、「本件請求文書⑤」という。）

という。)

(2) 当審査会の調査によると、実施機関における出勤簿の作成及び保存に関する運用について、次の事実が認められる。

ア 平成22年度当時の出勤簿の作成及び保存に関する運用について

平成22年度当時の公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第16号。以下「細則」という。）第20条においては、始業の時限までに出勤し、それぞれの所属の所定の場所において自ら備付けの出勤（補助）簿に朱色にて印を押すことにより、出勤簿を作成することが定められていた。

イ 身分又は職種による運用の違いについて

細則は、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第3条第1項に基づき、実施機関に常時勤務する職員に適用されるどころ、ここでいう職員には、教授、准教授、講師、助教及び助手という教員は含まれるが、理事長、副理事長、理事等の法人の役員は含まれない。

ウ 両研究科における出勤状況の管理について

平成22年度から平成24年2月までは、両研究科においては出勤簿を作成していなかったが、芸術工学研究科においては、勤務記録簿により教員の出勤状況を把握し、薬学研究科においては、ホワイトボードを利用し出勤状況を把握していた。

平成24年3月1日より、教員に原則として専門業務型裁量労働制が導入され、両研究科においては、これを受けて出勤簿の作成を始めた。

(3) 本件請求文書①及び本件請求文書②について

ア 平成22年当時、〇〇委員長は副理事長に、〇〇委員は理事に任命されていた。

イ 上記(2)イのとおり、副理事長及び理事は法人の役員であるため、就業規則及び細則が適用されず、また法人の役員の出勤簿の作成について、他に定められたものは存在しなかった。

ウ したがって、本件請求文書①及び本件請求文書②は作成されておらず、存在しないと認められる。

(4) 本件請求文書③及び本件請求文書④について

ア 平成22年度当時、〇〇委員及び〇〇委員はいずれも教員であった。

イ 上記(2)イのとおり、教員は就業規則及び細則の適用を受けるため、出勤簿を作成しなければならないと定められていた。

しかし、両研究科においては、規定に従って出勤簿を作成することなく、勤務記録簿の作成又は研究室内に掲示したホワイトボードへの今後の出張及び休暇の予定の記載により、出勤状況を把握していたと認められる。

ウ したがって、本件請求文書③及び本件請求文書④は作成されておらず、存在しないと認められる。

(5) 本件請求文書⑤について

ア 平成22年当時、請求に係る二回のハラスメント審査会に関するハラスメント調査委員会の委員長は教員であった。

イ 上記(2)イのとおり、教員は就業規則及び細則の適用を受けるため、出勤簿を作成しなければならないと定められていた。

しかし、上記委員長が所属していた研究科においては、規定に従って出勤簿を作成することなく、研究室内に掲示したホワイトボードへの今後の出張及び休暇の予定の記載により、出勤状況を把握していたと認められる。

ウ したがって、本件請求文書⑤は作成されておらず、存在しないと認められる。

3 なお、異議申立人は、上記第3の2(2)のとおり特定された行政文書の写しの公開実施後に、実施機関が当該文書の原本を修正した形跡があること、及びそれゆえ当該文書の写しは虚偽のものであり、対象となる行政文書ではなかった旨を主張するが、実施機関が、公開決定後に、当該文書に誤りを発見して修正したことが事実であるとしても、それをもって、当初公開決定した文書が虚偽の文書であるとはいえず、また他に対象文書があるという根拠にはならない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の要望

(1) 平成22年度当時、両研究科において、教員の出勤簿は作成されるべきであったが、実際には作成されておらず、異議申立てに係る行政文書が存在しないことは、上記第 5の2(2)ウで述べたとおりである。

しかし、異議申立書等を見分する限り、実施機関は、公開を実施する際に、異議申立人に対して一部の委員について出勤簿が存在しない理由について十分な説明をしていたとは言い難い。市政に関し市民に説明する責務を全うし、透明性の高い市政の推進に資するという条例の趣旨に鑑みても、本件処分時点において把握していた事実については、口頭で説明するなど情報提供すべきだったといえる。

実施機関には今後、情報公開に係る事務手続において、条例の趣旨を十分に鑑みて情報提供に努めるなど適切に対応するよう要望する。

(2) また、実施機関は、弁明意見書において、平成24年度以降に出勤簿を作成し始めたこと及びそれ以前においては出勤簿を作成せずに出勤状況を管理していたことについて記載しているものの、それ以上の詳細な事実については何ら述べていない。弁明意見書は、審査会における審議の適正及び異議申立人の反論の機会に資するべきものであることに鑑みると、本件に係る実施機関の弁明意見書の記載は、十分とは言い難い。

そして、不十分な当該弁明意見書を発端として、その後別件の行政文書公開請求及び異議申立てに発展していることからしても、上記の対応は、情報公開制度の趣旨に照らし適切さを欠くものであったと言わざるをえない。

実施機関には今後、情報公開に係る事務手続において、必要かつ十分な弁明を行うなど適切に対応するよう強く要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 5月16日	諮問書の受理
6月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 9日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 7日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

9月 4日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成29年10月20日 (第 1回 第 2小委員会)	調査審議
12月 8日 (第 3回 第 2小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成30年 1月12日 (第 4回 第 2小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
3月16日 (第 6回 第 2小委員会)	調査審議
4月16日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上純、委員 清水綾子、委員 豊島明子